

最新 会社と社員を守る 新型コロナウイルス対応

～感染者が出ても慌てないために～

(補足資料)

2022年9月7日に、「新型コロナウイルス感染症の患者に対する療養期間等の見直しについて」（厚生労働省事務連絡 令和4年9月7日）により、療養期間等の見直しが公表されました。

今後も、最新の情報に応じて対応してください。変更点についてまとめましたので、補足資料としてご利用ください。

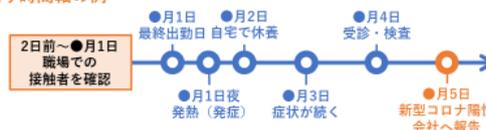
1. P12-13の(2(2)「症状があって新型コロナウイルスの検査をしたのですが」と報告がありました)について

現在、社員への対応は現在ほとんどなくなっています。

『検査を受けた』と報告してきた社員への対応（ほとんどなくなった）

1. 検査を受けた段階で会社に報告してもらうことは必要か？確認を。
2. 感染者に症状が出た日の2日前からの出勤や仕事上で接触した人（飲食、会議、会話、移動を共にした人など）を確認するか
3. ただ、オミクロン株になって、すでに広がっている場合も多い

聞き取り時間軸の例



参考：中央労働災害防止協会「最新 会社と社員を守る新型コロナウイルス対応～感染者が出ても慌てないために～」 P.12-13

2. P16 保健所との連携について

現在、保健所からの聞き取りなどはなくなっており、職場において保健所との連携対応は不要となっています。

対応メモ：保健所との連携（対応は不要になっている）

1. 職場で感染者が発生したら、**所轄の保健所から電話で会社に聞き取りが入る。**
2. 保健所に提示できるように、感染した社員の**濃厚接触者と推定される社員を一覧にした「要管理者リスト」**をつくっておく。
要管理者の対象：発症2日前から接触が多かった人（飲食、会議、会話、車に同乗など）
3. 保健所と**連携する担当者**を決めておく。
4. 感染の可能性がある社員には、**保健所からの電話（未登録の電話番号からの着信）**に出るように伝える。着信履歴や留守電があれば、折り返し電話をするように伝える。

参考：中央労働災害防止協会「最新 会社と社員を守る新型コロナウイルス対応～感染者が出ても慌てないために～」 P.16

3. p17 ③要管理者のリストアップについて

現在、濃厚接触者と推定される社員のリストの作成の必要はなくなっております。

対応メモ：要管理者リストの作成（対応は不要になっている）

1. 感染した社員の**濃厚接触者と推定される社員を一覧にした「要管理者リスト」**をつくる担当者（新型コロナ対応管理者や上司など）を決めておく。
2. 要管理者に該当する社員への聞き取りは、**プライバシー保護**に留意し、私生活の部分にまで踏み込む必要はない。
3. ワクチン接種済みの社員にも、未接種者と同様に対応する。
4. 感染した社員に、**感染拡大防止を目的として、要管理者に氏名を伝える必要があることを了承**してもらう。
5. 要管理者が自宅待機となる際は、**体調や気持ちを支え、職場で不当な扱いが起らないように注意**する。

参考：中央労働災害防止協会「最新 会社と社員を守る新型コロナウイルス対応～感染者が出ても慌てないために～」 P.17-19

4. P19、23、28 の療養期間について
新たな療養期間として政府から以下が示されました。

厚生労働省「新型コロナウイルス感染症の患者に対する療養期間等
の見直しについて」（厚生労働省事務連絡 令和4年9月7日）
<https://www.mhlw.go.jp/content/000987473.pdf>



▽症状がある人

発症日から7日間経過し、かつ症状が軽くなってから24時間経過した場合8日目から療養の解除が可能。

▽無症状の人

検体採取日から5日目に検査キットで陰性を確認した場合、6日目から療養の解除が可能。

▽入院・高齢者施設に入所している人

これまでと同じ。発症日から10日間経過し、かつ症状が軽くなってから72時間経過した場合に11日目から療養の解除が可能。

こちらを参考にしながら職場復帰の日を検討してください。

（ただし、症状がある人は10日、無症状者は7日経過するまで感染リスクが残るため、高齢者などとの接触や会食を避けるなど感染予防を徹底）。

5. P. 21 職場の消毒について

現在のところ、対応は不要となっています。

6. P. 22 情報公開について

現在のところ、対応は不要となっています。

7. 執筆者の所属

2022年8月1日よりファイザー株式会社 ワクチンメディカルアフェアーズ部長。

2022年10月14日
中央労働災害防止協会